渋川地区広域市町村圏振興整備組合

地球温暖化対策実行計画

（事務事業編）

令和７年３月

（令和８年１０月改訂）

渋川地区広域市町村圏振興整備組合

■目次

1. 背景 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
（1） 気候変動の影響 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
（2） 地球温暖化対策を巡る国際的な動向 ・・・・・・・・・・・・・・・・・1
（3） 地球温暖化対策を巡る国内の動向 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

2. 基本的事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
（1） 目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
（2） 対象とする範囲 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
（3） 対象とする温室効果ガス ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
（4） 基準年度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
（5） 計画期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
（6） 計画の位置づけ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

3. 温室効果ガスの排出状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
（1） 温室効果ガス排出量の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
（2） 温室効果ガスの排出量の減少要因 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

4. 温室効果ガスの排出削減目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

5. 目標達成に向けた取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
（1） 取組の基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
（2） 具体的な取組内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

6. 計画の推進・点検・公表等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
（1） 推進体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
（2） 点検・評価・見直し体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
（3） 進捗状況の公表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

1. 背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

令和3年（2021年）8月には、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第6次評価報告書第1作業部会報告書政策決定者向け要約が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

平成27年（2015年）11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、先進国と途上国という固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

平成30年（2018年）に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO_2排出量を令和32年（2050年）頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、令和32年（2050年）までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

令和2年（2020年）10月、我が国は、令和32年（2050年）までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌令和3年（2021

年）4月、地球温暖化対策推進本部において、令和12年度（2030年度）の温室効果ガスの削減目標を平成25年度（2013年度）比46%削減することとし、さらに、50パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、令和3年（2021年）6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、令和32年（2050年）までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置づけ、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、令和3年（2021年）6月、国・地方脱炭素実現会議 において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネ、再エネ電気調達、更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置づけられています。

令和3年（2021年）10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、令和12年度（2030年度）において、温室効果ガスを平成25年度（2013年度）から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという削減目標が示されました。令和7年（2025年）2月に閣議決定された地球温暖化対策計画では、令和22年度（2040年度）までの削減目標が示され、令和17年度（2035年度）は60%、令和22年度（2040年度）は73%の削減を目指すこととしており、令和32年度（2050年度）のカーボンニュートラルの実現への道筋を描いています。

2. 基本的事項

(1) 目的

渋川地区広域市町村圏振興整備組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「実行計画」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、渋川地区広域市町村圏振興整備組合（以下「組合」といいます。）が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー、省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

実行計画の対象とする範囲は、組合のすべての事務事業及び施設とします。

ただし、温室効果ガス排出量の数値的把握が困難な外部委託工事等は実行計画の対象範囲外とし、受託者に対しては温室効果ガスの排出抑制等の必要な措置を講ずるよう求めることとします。

(3) 対象とする温室効果ガス

実行計画が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に掲げる 7 種類の物質のうち、排出量が多く、影響の大きい、二酸化炭素（CO_2）、メタン（CH_4）、一酸化二窒素（N_2O）及びハイドロフルオロカーボン（HFC）の 4 種類とします。

(4) 基準年度

国の地球温暖化対策計画に即し、基準年度は平成 25 年度とします。

(5) 計画期間

令和 7 年度から令和 12 年度までの 6 年間とし、計画開始から 2 年後の令和 9 年度に、社会情勢等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

項目	年度						
	平成25	…	令和 7	…	令和 9	…	令和12
期間中の事項	基準年度		計画開始		計画見直し		目標年度
計画期間			→	→	→	→	→

図 1　計画期間のイメージ

(6) 計画の位置づけ

実行計画は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。

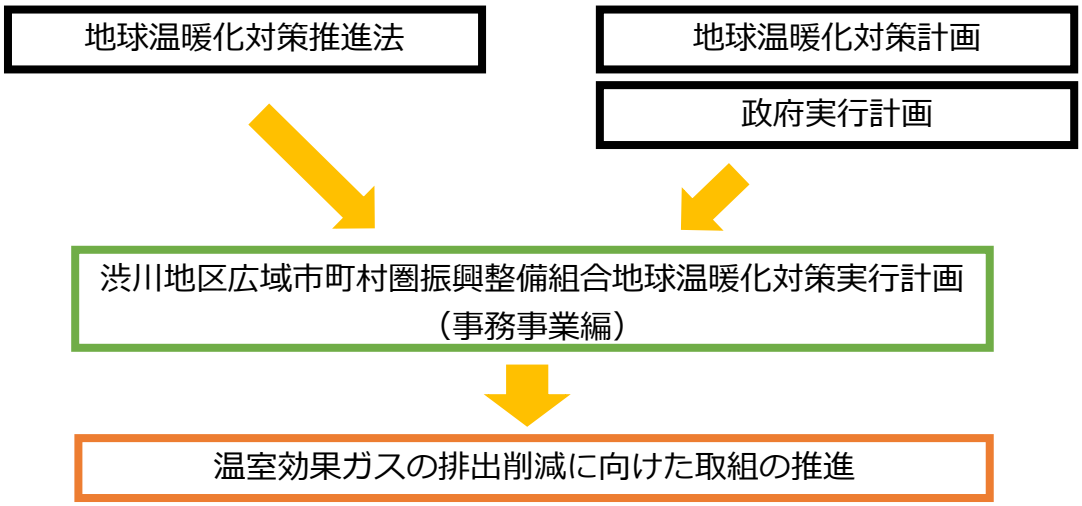


図 2　渋川地区広域市町村圏振興整備組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の位置づけ

3. 温室効果ガスの排出状況

(1) 温室効果ガス排出量の状況

平成 25 年度（基準年度）における温室効果ガス排出量は下表のとおりです。

排出量は、電気事業者が供給した電気の発電に伴い排出した CO_2排出量を販売した電気量で割った「基礎排出係数」と、電気事業者が調達した非化石証書等の環境価値による調整を反映した後の「調整後排出係数」を使用し、算出しています。

表 1　平成 25 年度（基準年度）の温室効果ガス総排出量

活動の区分		温室効果ガス総排出量(t-CO_2)	
		基礎排出係数(※1)	調整後排出係数(※2)
燃料の使用	A 重油	411.9	411.9
	灯油	242.2	242.2
	ガソリン	142.6	142.6
	軽油	83.6	83.6
	都市ガス	50.9	50.9
	ＬＰＧ	19.9	19.9
他人から供給された電気の使用		3,307.9	2,558.1
一般廃棄物の焼却(合成繊維)		1,485.7	1,485.7
一般廃棄物の焼却(プラスチックごみ)		12,606.1	12,606.1
一般廃棄物の焼却(連続燃焼式)		657.9	657.9
下水・し尿の処理(し尿処理施設)		26.9	26.9
し尿・雑排水の処理(浄化槽)		4.8	4.8
自動車の走行		3.3	3.3
自動車用エアコンの使用		0.5	0.5
合計		19,044.2	18,294.4

※端数処理の関係で、各項目の和と合計は一致しません。

表２　平成 25 年度（基準年度）の温室効果ガス別排出量

温室効果ガスの種類	温室効果ガス換算排出量(t-CO_2)	
	基礎排出係数	調整後排出係数
二酸化炭素	18,350.3	17,600.5
メタン	25.6	25.6
一酸化二窒素	667.8	667.8
ハイドロフルオロカーボン	0.5	0.5
合計	19,044.2	18,294.4

※端数処理の関係で、各項目の和と合計は一致しません。

令和５年度における温室効果ガス排出量は下表のとおりです。

表３　令和５年度の温室効果ガス総排出量

活動の区分		温室効果ガス総排出量(t-CO_2)	
		基礎排出係数	調整後排出係数
燃料の使用	Ａ重油	189.7	189.7
	灯油	402.8	402.8
	ガソリン	99.3	99.3
	軽油	54.6	54.6
	都市ガス	35.9	35.9
	ＬＰＧ	14.6	14.6
他人から供給された電気の使用		2,808.5	59.5
一般廃棄物の焼却(合成繊維)		1,423.9	1,423.9
一般廃棄物の焼却(プラスチックごみ)		13,278.7	13,278.7
一般廃棄物の焼却(連続燃焼式)		630.5	630.5
下水・し尿の処理(し尿処理施設)		26.2	26.2
し尿・雑排水の処理(浄化槽)		5.0	5.0
自動車の走行		2.7	2.7
自動車用エアコンの使用		0.5	0.5
合計		18,973.0	16,224.1

※端数処理の関係で、各項目の和と合計は一致しません。

表４　令和５年度の温室効果ガス別排出量

温室効果ガスの種類	温室効果ガス換算排出量(t-CO_2)	
	基礎排出係数	調整後排出係数
二酸化炭素	18,307.7	15,558.8
メタン	25.0	25.0
一酸化二窒素	639.7	639.7
ハイドロフルオロカーボン	0.5	0.5
合計	18,973.0	16,224.1

※端数処理の関係で、各項目の和と合計は一致しません。

(※1)電気事業者がそれぞれ供給（小売り）した電気の発電に伴う燃料の燃焼により排出された二酸化炭素の量を、当該電気事業者が供給した電力量で除して算出した排出係数

(※2)電気事業者の実二酸化炭素排出量に、固定価格買取制度による買取費用の負担に応じた調整分や、京都メカニズムクレジット等の控除分を反映し、当該電気事業者が供給した電力量で除して算出した排出係数

(2) 温室効果ガス排出量の減少要因

温室効果ガス総排出量は、基礎排出係数による算出で、基準年度である平成 25 年度の 19,044.2 t-CO_2 に対して、令和 5 年度は 18,973.0 t-CO_2 と基準年度における実績値比で約 0.4%削減しています。

調整後排出係数による算出では、平成 25 年度の 18,294.4 t-CO_2 に対して、令和 5 年度は 16,224.1 t-CO_2 と基準年度における実績値比で約 11.3%削減しています。

減少要因として、基礎排出係数の算出では、「施設運営の効率化による使用燃料の削減」及び「技術進歩による機材等の使用エネルギーの省エネ化」などが挙げられます。

調整後排出係数の算出では、「水力発電による非化石証書(※3)付電力プランの需給契約」が挙げられます。

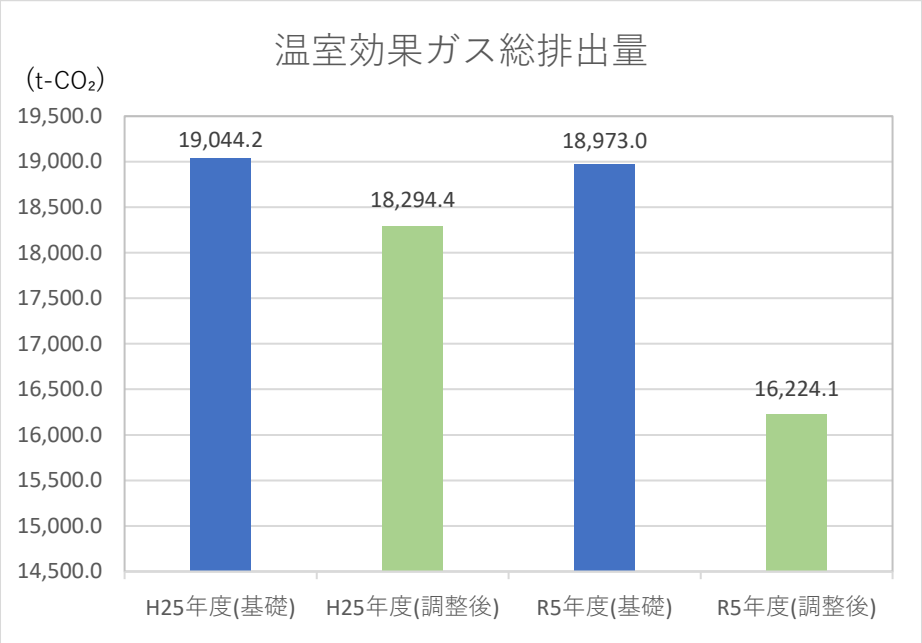


図 3　「温室効果ガス総排出量」の推移

(※3)太陽光、水力、風力などの非化石エネルギーから作られた電気が持っている環境価値を証書にしたもの

4. 温室効果ガスの排出削減目標

令和 3 年 10 月 22 日に閣議決定された地球温暖化対策計画を踏まえて、目標年度の令和 12 年度に基準年度の平成 25 年度比で 46%以上削減することを目標とします。

表 5　温室効果ガスの削減目標

温室効果ガス排出量(基礎排出係数)		
平成25年度	令和12年度	削減率
19,044.2 t-CO_2	10,283.8 t-CO_2	46%

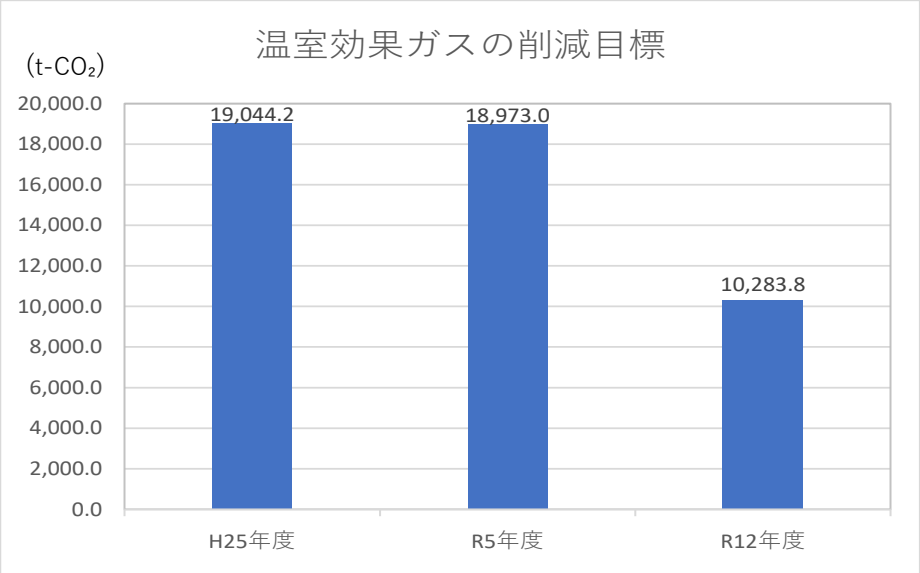


図 4　温室効果ガスの削減目標

5. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガス総排出量は、基準年度である平成 25 年度において、19,044.2 t-CO_2となっており、目標年度である令和 12 年度には 46%削減し、10,283.8 t-CO_2となるよう取り組みます。

温室効果ガス排出の大きな要因である、一般廃棄物の焼却量、電気の使用量、灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。

(2)具体的な取組内容

措置の種類	措置の内容
一般廃棄物焼却量の削減	ごみ減量化啓発活動を行い、ごみ減量及びリサイクルを促すことで、清掃センターへ持ち込まれる一般廃棄物を減らし、焼却量の削減を図る。
再生可能エネルギーの導入及び調達の推進	非化石証書等の環境価値が付加された電力を組合保有施設で使用し、クリーンエネルギーの使用に努める。
	太陽光発電による電力の使用により、温室効果ガス排出の削減につながるよう、組合保有施設への太陽光発電設備の導入を積極的に検討する。
施設・備品の省エネ化及び適正管理	施設の新設時及び既存照明設備の更新時には、LED照明の導入を積極的に検討する。
	今後予定する施設の新築及び改修事業について、費用対効果等の情報収集を行い、ZEB(※3)化の導入を積極的に検討する。
	公用車の更新時には代替可能な電動車等がない場合等を除き、電動車等の導入を積極的に検討する。

措置の種類	措置の内容
職員による取組	業務の効率化を図り、超過勤務を縮減することで、業務時間を削減し、庁舎のエネルギー使用量を抑制する。
	昼休みや残業時など業務に支障のない範囲で照明器具の消灯を行い、節電に努める。
	不必要な水の使用を避け、節水に務める。
	クールビズ・ウォームビズを推奨し、空調等の過度な使用を抑制し、適切な室温管理に努める。
	エコマークやグリーンマーク等の表示がある環境に配慮した物品を優先的に購入するよう努める。
	WEB会議システムを積極的に使用し、公用車の使用頻度を削減できるよう努める。
	公用車の使用時は、効率的な運転を心がけ、エコドライブを行う。

(※3)「Net Zero Energy Building」の略で、先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物

6. 計画の推進・点検・公表等

(1) 推進体制

実行計画を推進するために、事務局長を委員長とし構成される「省エネ推進委員会」により、定期的に推進状況の報告を求め、取組を着実に推進します。

① 省エネ推進委員会

事務局長を委員長とし、各課及び各施設の省エネ推進委員（各課長等）で構成します。実行計画の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。また、実行計画の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

② 省エネ推進委員

各課及び各施設に 1 名配置します。基本的に、各課及び各施設の長を責任者とします。各課及び各施設において取組を推進し、その状況を事務局に定期的に報告します。

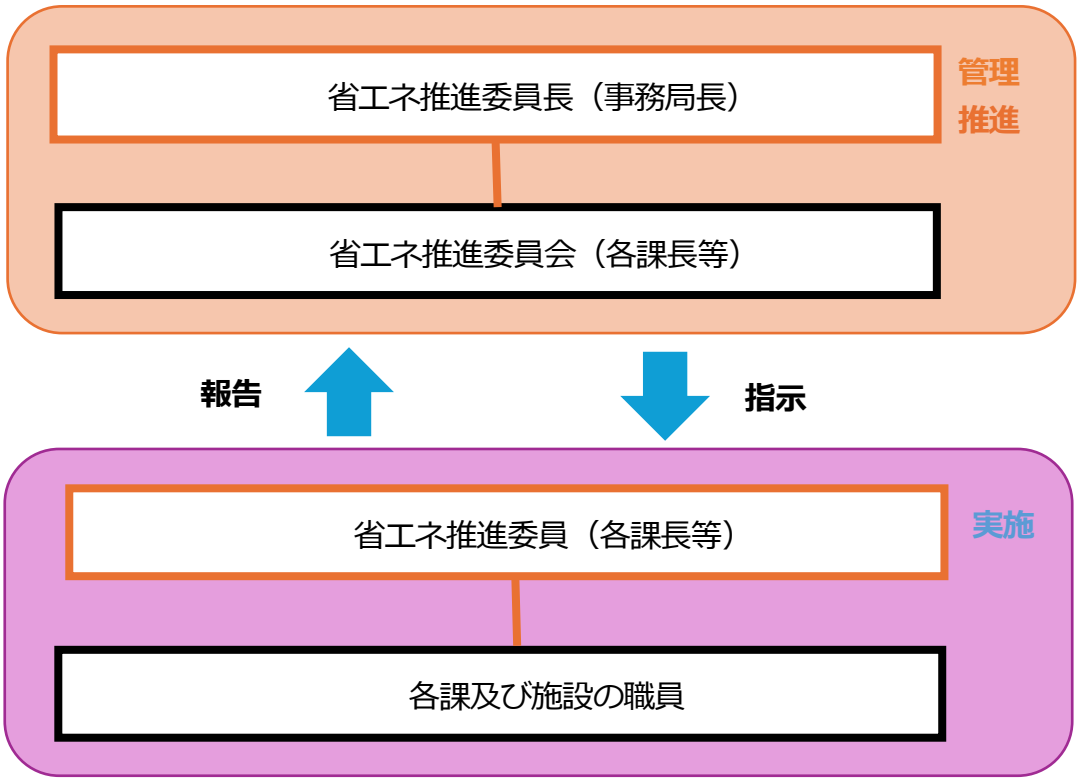


図 5　渋川地区広域市町村圏振興整備組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の推進体制

(2) 点検・評価・見直し体制

実行計画は、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の 4 段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対する PDCA を繰り返すとともに、実行計画の見直しに向けた PDCA を推進します。

① 毎年の PDCA

実行計画の進捗状況は、省エネ推進委員が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理し省エネ推進委員会に報告します。省エネ推進委員会は毎年 1 回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

② 見直し予定時期までの期間内における PDCA

省エネ推進委員会は毎年 1 回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期（令和 9 年度）に改定要否の検討を行い、必要がある場合には、令和 10 年度に実行計画編の改定を行います。

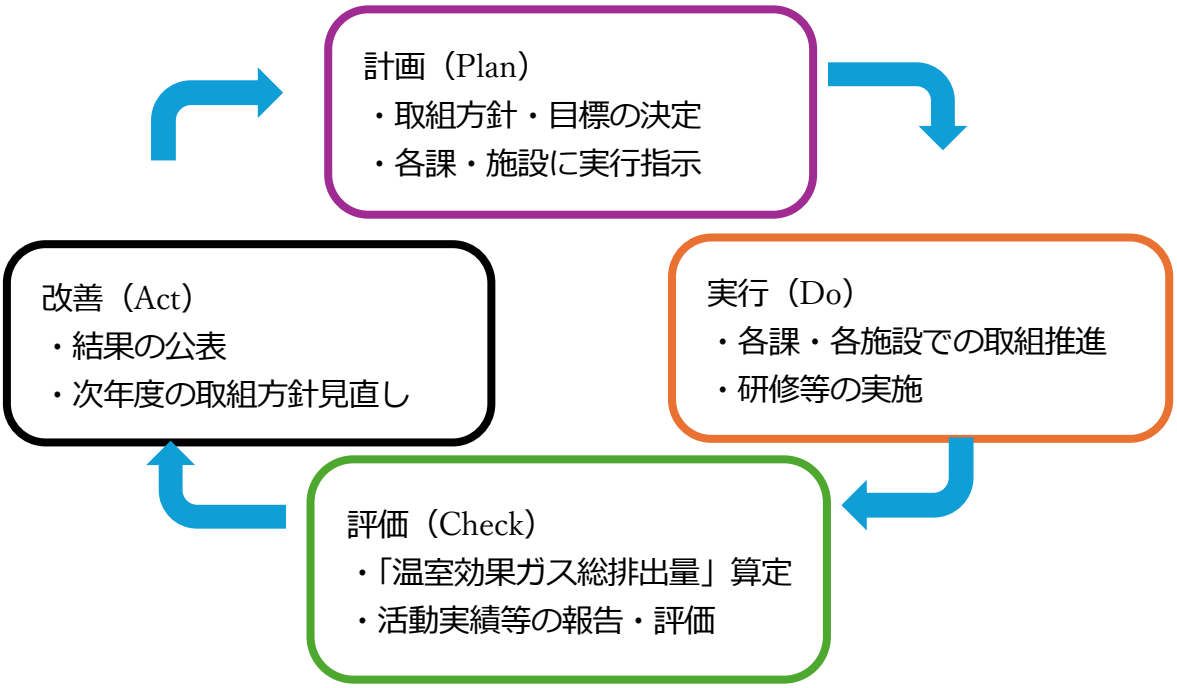


図 6　毎年の PDCA イメージ

(3) 進捗状況の公表

実行計画の進捗状況は、組合ホームページ等により毎年公表します。